備考

1　この申告書は、既に教育資金管理契約に基づく当該教育資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について法第70条の２の２第１項の規定を適用している場合に、新たに同項の規定の適用を受けようとするときは、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第２項第５号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第２号に規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。

2　この申告書の記載の要領は、次による。

⑴　「受贈者」の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」並びに「受贈者の代理人」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の欄には、同法第62条第２項の規定により定めた納税地を記載すること。

⑵　「贈与者」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載し、「続柄」の欄には受贈者との続柄を記載すること。

⑶　「贈与者から新たに取得をしたもの」の欄の

㈠　「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。

㈡　「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記⑶㈠の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。

㈢　「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載すること。

⑷　「左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記⑶㈡に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記⑸㈡に記載する取扱金融機関の営業所等において教育資金管理契約に基づき新たに法第70条の２の２第１項の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。

⑸　「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の

㈠　「非課税拠出額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の２の２第１項の規定の適用を受けている当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の４の３第21項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第22項の規定により法第70条の２の２第１項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

㈡　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記⑸㈠の教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

⑹　贈与者が３以上ある場合には、「（摘要）」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表第十一㈢

教育資金非課税取消申告書

税務署長殿　　平成　　年　　月　　日

受贈者	ふりがな	
	氏名	㊞
	住所又は居所	
	生年月日（年齢）	昭・平　．　．　（　　歳）
受贈者の代理人	ふりがな	
	氏名	㊞
	住所又は居所	

既に提出した教育資金非課税申告書等に係る教育資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の２の２第２項第４号に規定する非課税拠出額が減少することとなつたので、この旨申告します。

取扱金融機関の営業所等	名称		
	所在地		
既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書	非課税拠出額	贈与者の氏名	提出先の税務署
			税務署
			税務署
非課税拠出額減価額に関する事項	非課税拠出額減価額	取消年月日	
非課税拠出額が減少することとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日			

（摘要）	取扱金融機関の営業所等の受理年月日

（用紙　日本工業規格　Ａ４）